◆講義⑩〔図書館サービスと著作権〕への質問◆

質問１

図書館における人形劇の公演に際しての著作権についてお尋ねします。
旧　児童書四者懇談会（現：児童書出版者・著作者懇談会）の「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」のガイドラインを参考にしています。２ページ目によれば、非営利の上演等の場合、営利を目的とせず、かつ観客から料金を受けず、かつ実演・口述する人に報酬が支払われない場合に限り無許諾で利用できるとされていますが、この解釈は、「無許諾で利用する場合の条件」であって、実演する人に主催者（＝図書館）報酬や謝礼金を支払う場合は「許諾が必要」ということでしょうか。また３ページ目によれば、非営利でも営利でも、ペープサート、人形劇を行う場合、著作者の許諾を要すとされていますが、この解釈は、「主催者（＝図書館）が入場料を徴収することが営利（入場料無料は非営利)」であり、いずれにしても「許諾が必要」ということでしょうか。自館では、人形劇のイベントを主催し、人形劇ボランティア団体から演目を聞き取り、出版社に問い合わせ、手続きを行っています。ボランティア活動であるとして、報酬や謝金を支払っておりませんが、団体からは難色を示されることがあります。

回答１

著作権法 38 条 1 項は、非営利・無料・無報酬の要件を満たす場合に、著作物を許諾なく上演できるとする規定です。交通費・食事代などの実費程度であれば、通常は報酬には当たらないため、支払っても無報酬の要件を満たします。ただし、出演者に報酬や謝礼を支払う場合には、原則どおり、著作権者の許諾が必要です。ペープサートや人形劇も同様ですが、作品を翻案・改変して利用する場合、著作権者の許諾が必要です。読み聞かせガイドラインの記述もその趣旨と思われます。なお、「営利目的」とは、「反復継続して、その著作物の利用行為自体から直接的に利益を得る場合又はその行為が間接的に利益に具体的に寄与していると認められる場合」（文化庁『著作権テキスト　令和 8 年度版』85 ページ）をいいます。したがって、営利・非営利は入場料の有無のみによって決まるものではありません。